

○海上保安庁告示第二十五号
 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十五条第二項の規定に基づき、海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づき、海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示の一部を改正する告示
 令和六年七月一日から施行する。
 令和六年四月十六日
 海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第九十二号）の一部を次のように改正する。
 海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第九十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

海上保安庁長官 石井 昌平

改正後

改正前

経路の名称	経路	備考
(略)	(略)	(略)
明石海峡航路西側出入口付近海域における経路	一 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、江崎灯台（北緯三四度三分二、〇五〇メートルの地点（以下この項において「A地	一 A地点を示す目安として明石海峡航路中央第一号灯浮

経路の名称	経路	備考
(略)	(略)	(略)
明石海峡航路西側出入口付近海域における経路	一 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、江崎灯台（北緯三四度三分二、〇五〇メートルの地点（以下この項において「A地	一 A地点を示す目安として明石海峡航路中央第一号灯浮

(略)	<p>来島海峡航路 西側出入口付近海域における経路</p>	
(略)	<p>一 来島海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切つて同航路外に出た後、御手洗港防波堤灯台（北緯三四度一〇分三九秒東経一三二度五二分一〇秒）から来島梶取鼻灯台（北緯三四度七分六秒東経一三二度五三分三三秒）まで引いた線（以下この項において「A線」という。）を横切つて航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>イ 来島海峡航路の西側の出入口の境界線（来島梶取鼻灯台から二七度五、二〇メートルの地点から二五八度一、八五〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「B線」という。）の北側の部分に限る。）を横切つて航行しようとした場合は、B線の北側の海域を航行すること。</p> <p>ロ 来島海峡航路の西側の出入口の境界線（B線の南側の部分に限る。）を横切つて航行しようとした場合は、B線の南側の海域を航行すること。</p> <p>二 A線を横切つた後、来島海峡航路の西側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路をこれに沿って東の方向に航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>イ 来島海峡航路の西側の出入口の境界線（B線の北側の部分に限る。）を横切つて航行しようとする場合は、B線の北側の海域を航行すること。</p> <p>ロ 来島海峡航路の西側の出入口の境界線（B線の南側の部分に限る。）を横切つて航行しようとする場合は、B線の南側の海域を航行すること。</p>	<p>一点（という。）及び同灯台から二七二度四、四二〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を結んだ線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行すること。</p> <p>二 明石海峡航路の西側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路をこれに沿って東の方向に航行しようとする総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること。</p>
(略)		<p>標が設置されている。</p> <p>二 B地点を示す目安として明石海峡航路西方灯浮標が設置されている。</p>
(略)		
(略)		<p>一点（という。）及び同灯台から二七二度四、四二〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を結んだ線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行すること。</p> <p>二 明石海峡航路の西側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路をこれに沿って東の方向に航行しようとする総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること。</p>
(略)		<p>標が設置されている。</p> <p>二 B地点を示す目安として明石海峡航路西方灯浮標が設置されている。</p>